



※ 本資料は、税法上の基本的な取扱いを説明するものです。

1. 所得税・法人税法上の取扱い（**売買取引**）

(1) 機構のリース形態

リース期間終了後に借受者に譲渡する譲渡条件付リースの「所有権移転リース」

(2) リース物件の経理処理

所有権移転リースで借り受けた物件は、所得税・法人税法上は「売買処理」で行うこととなっています。

したがって、借受者は貸付開始日（＝検収日）に購入したものとして、自らの固定資産（償却資産）として計上、費用として減価償却費を計上。

リース料として機構に支払う金額は、割賦販売の代金支払いと見なされ、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

区 分	計上内容（売買取引）
（損益計算書） 費 用	減価償却費
（貸借対照表） 資 産	リース物件の簿価
負 債	リース料の未払金

2. 消費税法上の取扱い（**仕入税額控除の対象**）

借受者が課税事業者で、且つ、簡易課税を選択していない場合（以下「本則課税」という。）の課税期間の消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）納付額の計算は、次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上に係る消費税} - \text{課税仕入れに係る消費税}$$

リース物件借り受けの年（度）の所轄税務署に納付すべき消費税の計算は、リース物件が「課税仕入れ」となり、借受者が貸付期間中に機構に支払う基本貸付料及び譲渡料に係る消費税は、一括して仕入税額控除することができます。

損害保険（構築物・車両・動産）について

機構は、貸付施設等の事故又は故障の修理費等にかかる借受者の負担軽減を図るため、全ての貸付施設等は損害保険に加入することを貸付の条件としています。

貸付施設等に事故又は故障が生じた場合は、借受者は速やかにその事故等の状況を、受託団体等を通じて機構に報告し、修理が可能であるときは自己の負担において修理・復旧を進め、係る修理費補填として保険金を充当することとなります。

1. 構築物

- ・火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災を補償する契約。

2. 車 両（「自動車登録」又は「標識交付」を受けたもの。）

- ・貸付車両の修理費や盗難を補償する車両保険。（自賠責保険とは別）

◎損害（火災、自動車（車両））保険・・・機構を保険金受取人（損害保険＝質権者、JA 共済＝被共済者）として、借受者自らの負担で契約する。

対象物件は、貸付契約書別表の備考欄に「要保険手続」と記載。

※ 受託団体等は、検収実施当日に加入状況を確認して報告し、加入を促進する。
なお、3ヶ月以降不加入を知った場合は、機構に報告。

3. 動産物件・・・動産物件（前1、2を除く。）に係る損害保険。

◎動産総合保険・・・機構が損保会社と一括契約。借受者は貸付期間中の保険料負担金全額を第1回目に納入。

対象物件は、貸付契約書別表の備考欄が「空欄」の動産物件。

～ 動産総合保険の概要（抜粋） ～

★補償の対象となる損害

- ・すべての偶発的な事故により生じた損害
火災、落雷、盗難、雪害、水災（特約；台風、暴風雨等による洪水等で生じた損害を含む）等

★補償の対象とならない損害

- ・自然の消耗・劣化、さび、カビ、変質、ねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ・ベルト、チェーン、ゴムタイヤ、バケット、ショベル等の歯・爪に相当する部分等の損害
- ・地震若しくは噴火又はこれらの津波によって生じた損害等
- ・故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因する損害

★支払われる保険金

- ・損害保険金（損害保険会社が鑑定。免責額：1万円）
- ・機構は、臨時費用保険金等も付加し、修理費の自己負担を軽減

貸付施設等に事故・故障等が発生したときの手続き

資料4

・貸付施設等に事故又は故障が生じた場合、借受者は速やかにその事故等の状況を受託団体等を通じて機構に報告すると共に、修理可能な場合は速やかに復旧を図ってください。

